平成２１年（フ）第７１６９号
大阪府吹田市垂水町１丁目21番10号
債務者　山元　哲朗
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５９７号
大阪府高槻市東五百住町２丁目38番７号
債務者　橋本　裕嗣
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６６号
大阪府寝屋川市寿町19番18号
債務者　中村富実男
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６７号
大阪府寝屋川市寿町19番18号
債務者　中村　勝子（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０１９号
大阪市西成区津守２丁目５番７号
債務者　吉岡　信夫
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０２２号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目６番16号　第二松栄ハイツ205号
債務者　窪田　賢吾
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７７号
秋田県横手市黒川字寺村39番地１
債務者　杉山　勇人
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２５７１号
横浜市青葉区藤が丘２丁目36番地16　サンモール田園305号
債務者　堀江　延知
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５１号
愛知県岡崎市羽根町字大池47番地１　サクセス・ワン102
債務者　澁谷　和孝
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０４号
愛知県豊田市京ケ峰１丁目24番地　市営Ｂ―30号
債務者　森下みど里
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
岡山市南区若葉町18番10号
債務者　中島　浩子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８４７１号
茨城県ひたちなか市新光町23―4012
債務者　後藤　　忍
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４７２号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目47―６
債務者　西　　千秋
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４７３号
茨城県かすみがうら市稲吉南２丁目12―17―Ａ―101
債務者　皆川　千春
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４７７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野1741―２
債務者　新島美津夫
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部